

特定非営利活動法人日本乳腺甲状腺超音波医学会幹事 各位

特定非営利活動法人日本乳腺甲状腺超音波医学会理事選挙について（公示）

特定非営利活動法人日本乳腺甲状腺超音波医学会の理事選出は特定非営利活動法人日本乳腺甲状腺超音波医学会理事選任規則によって行われます。

このたび、特定非営利活動法人日本乳腺甲状腺超音波医学会細則により、平成 26 年 4 月に理事の改選が必要となりました。また、今回より専門領域を考慮して理事の選任を行うため、新たに理事の定数の範囲で理事長の推薦枠を設けることになりました。

すなわち、第 32 回日本乳腺甲状腺超音波医学会の幹事会（平成 26 年 5 月）にて推薦理事の選挙が行われた後、理事長が候補者の中から若干名の推薦を行います。理事会では、選挙結果、理事長推薦をもとに、新理事を選任することとなります。なお、理事の選挙権、被選挙権とも幹事のみにあります（乳腺甲状腺超音波医学 3 巻 1 号に理事幹事の一覧を掲載）。

つきましては、幹事（含む監事）より理事候補者の自薦および他薦による立候補をお受けしたいと思えます。平成 26 年 4 月 5 日（土曜日）までを受付期間とし、選挙管理委員会委員長まで、別紙の理事立候補・推薦届に、自薦では 1. 候補者氏名と生年月日、2. 現職名、3. 連絡先（住所、電話、E-mail アドレス）と 4. 抱負（100 字程度）を、他薦（幹事より候補者を選ぶ、幹事 1 名に付 2 名まで推薦可能）では、1. 候補者氏名と生年月日、2. 現職名、3. 連絡先（住所、電話、E-mail アドレス）と 4. 推薦理由（100 字程度）、5. 推薦者氏名、を、書面または E-mail にて下記宛御連絡いただきますようお願い申し上げます。

なお、新理事はこの立候補者の中から選ばれることとされており、最長 4 期まで務めて退任する理事には 2 年間被選挙権はありません。

他薦の場合は、推薦された者（被推薦者）が選挙で選ばれた際、必ず理事就任を受けていただけることをご確認の上でご推薦下さい。

書面あるいは E-mail のあて先は JABTS 事務局

（住所） 〒329-0498 栃木県下野市薬師寺 3311-1

自治医科大学臨床検査医学講座内

日本乳腺甲状腺超音波医学会事務局 （事務担当理事：谷口 信行）

（E-mail） secretary@jabts.yushikai.jp

E-mail の件名は **JABTS 新理事立候補**（あるいは**推薦**）

としていただきますようお願い申し上げます。

平成 25 年 12 月

日本乳腺甲状腺超音波医学会選挙管理委員長 古川まどか